(趣旨)

第1条 この要項は、マイナンバーカードの交付率向上を図るため、市の職員が市内企業や 事業所、地域団体、自治会等を訪問してマイナンバーカードの申請を一括で受付け、後日 マイナンバーカードを本人限定受取郵便で自宅へ送付する出張申請方式(以下「出張申請」 という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 出張申請の対象となる団体(以下「申請団体」という。)は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 湖南市内の企業及び事業所
 - (2) 地域団体
 - (3) 区及び自治会
 - (4) その他市長が認める団体

(実施日時)

第3条 出張申請の実施は、年末年始を除く勤務日(月曜日を除く。)とし、実施時間は、 午前10時から午後4時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこ の限りではない。

(実施箇所)

第4条 出張申請の実施箇所(以下「会場」という。)は、原則市区域内とし、申請団体が 確保しなければならない。

(実施条件)

- 第5条 申請団体は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 申請者が概ね5名以上見込まれること。
 - (2) 申請者は、湖南市に住民登録があること。
 - (3) 申請者は、すでにマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
 - (4) 申請者本人が当日、会場に来ることができること。
 - (5) 会場及び机、椅子等を用意できること。

(事前申請)

- 第6条 申請団体は、湖南市マイナンバーカード出張申請申込書(様式第1号)を市長に事前に提出しなければならない。また、出張申請実施日が確定後、湖南市マイナンバーカード出張申請者名簿(様式第2号)を出張申請実施日の2日前までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項により申請を認めたときは、別表に定める申請者が当日持参する必要書類 を申請団体に周知するものとする。

(事務の所管)

第7条 出張申請の総括及び受付に係る事務は、個人番号カード交付に関する事務を所管 する課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、出張申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第6条関係)

- 1 本人確認書類
- 2 通知カード (所持者のみ)
- 3 住民基本台帳カード(所持者のみ)

| 3 住民基本台帳カード(所持者のみ) | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| 【本人確認書類】 A書類1点又はB書類2点 | | | | |
| A書類 (官公署が発行した顔写真付のもの) | 住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等 | | | |
| B書類 | 健康保険証、年金証書、年金手帳、基礎年 | | | |
| (「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が | 生年月日」又は「氏名・住所」が 金番号通知書、児童扶養手当証書、母子健 | | | |
| 記載されているもの) | 康手帳、社員証、学生証、医療受給者証、 | | | |
| | 福祉医療受給券等 | | | |

様式第1号(第6条関係)

湖南市マイナンバーカード出張申請申込書

年 月 日

湖南市長 宛

下記のとおり、マイナンバーカード出張申請を申し込みます。

記

| 事業所・団体名 | 電 話 FAX |
|-----------------|--|
| 住 所 | 湖南市 |
| (ふりがな) 担当者氏名 | |
| 希望日 | (第一希望)年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分(第二希望) |
| | 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 |
| 申込者数 | 名 |
| 申請会場 | 会場名: 住 所: |

様式第2号(第6条関係)

湖南市マイナンバーカード出張申請者名簿

年 月 日

湖南市長 宛

下記のとおり、マイナンバーカード出張申請者名簿を提出します。

記

〔事業所・団体名 :

]

| | ・団体名 | : | J | | |
|-----|------------|-------|-------------|-------|-------|
| No. | 生年月日 | 氏名 | 住所 | 住基カード | 通知カード |
| (例) | S53. 10. 1 | 湖南 太郎 | 湖南市中央一丁目1番地 | 有・無 | 有・無 |
| 1 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 2 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 3 | | | | 有・無 | 有・無 |
| 4 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 5 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 6 | | | | 有・無 | 有・無 |
| 7 | | | | 有・無 | 有・無 |
| 8 | | | | 有 · 無 | 有・無 |
| 9 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 10 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 11 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 12 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 13 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |
| 14 | | | | 有·無 | 有·無 |
| 15 | | | | 有 · 無 | 有 · 無 |